

気象通報による警報が発令された場合の対応について

大阪府南河内地区に**暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報のいずれか**が発令されている場合について、以下の通り対応する。

南河内地区	藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市、太子町、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村、河内長野市
-------	--

1. 定期考査の場合

- ①午前6時以降、警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、警報が発令されている場合は、休校とし、当日の試験科目は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに警報が解除された場合は、考査を実施する。ただし、この場合原則として1限目を10時に開始する。

2. その他の場合

- ①警報が発令されている時間内は、自宅待機とする。
- ②午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を実施する。
午前7時現在、警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
- ③午前9時までに警報が解除された場合は、3限目より授業を実施する。
- ④午前11時までに警報が解除された場合は、5限目より授業を実施する。
午前11時現在、警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
- ⑤その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

備 考

- ※ 大阪府南河内地区では警報が発令されていない、または解除されたが他の地域には発令されている場合、該当地域に居住する生徒は自宅待機。（大阪府南河内地区に居住する生徒は登校）
- ※ 他の地域に警報は発令されていないが、大阪府南河内地区に発令されている場合は、全員自宅待機。
- ※ その他、交通ストライキなどで通学の手段がない場合は、2.⑤に準ずる。

各種特別警報が発令された場合の対応について

（各種特別警報…甚大な災害が発生するおそれがある場合に発表される）

大阪府南河内地区に各種特別警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

1. 定期考査の場合

- ①午前6時以降、各種特別警報が発令されている場合は、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、各種特別警報が発令されている場合は、休校とし、当日の試験科目は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに各種特別警報が解除された場合は、考査を実施する。ただし、この場合原則として1限目を10時に開始する。

2. その他の場合

- ①午前7時現在、各種特別警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

備 考

大阪府南河内地区では特別警報が発令されていない、または解除されたが他の地域には発令されている場合、該当地域に居住する生徒は公欠とする。（大阪府南河内地区に居住する生徒は登校）